

外国語指導講師派遣仕様書

和歌山県教育委員会（以下、「甲」という。）では、和歌山県立学校（以下「県立学校」という。）において、外国語授業等における生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上及び本県の「国際人育成プロジェクト」の推進を目的とし、外国語教育・国際理解教育の指導等に係る外国語指導講師（以下「FLT」という。）の派遣業務を選定事業者（以下、「乙」という。）に委託する。

1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- (2) 指導方法等の研修会への参加
- (3) 教材・資料作成
- (4) 教員と指導内容、方法についての事前の打ち合わせ
- (5) 特別活動及び課外活動（ディベート大会、スピーチ大会等）等における生徒の指導
- (6) 生徒との交流活動
- (7) 試験実施の補助
- (8) 生徒の個別指導
- (9) 学校内外での行事運営支援・参加
- (10) 教授手法等の教員に対する支援、教員対象の英語教育等に関する研修における指導
- (11) 翻訳・通訳の支援
- (12) その他、甲が必要と認め、乙と協議の上、双方が合意した業務

2 就業場所

- (1) 甲が策定する計画に基づき、FLT を県立学校配置校（業務に従事するために配置された学校、以下「配置校」という。）に配置し、配置校を拠点として訪問校（配置校に配置された FLT が訪問し、業務に従事する学校及び教育センターをいう。以下同じ。）を訪問させる。

①配置校

	配置地域	配置校数	指定校数（内数）
1	橋本市	3	
2	伊都郡	1	
3	紀の川市	2	
4	岩出市	1	
5	和歌山市	9	(1)

6	海南市	1	(1)
7	有田市	1	
8	有田郡	1	
9	御坊市	2	
10	日高郡	1	
11	田辺市	2	
12	西牟婁郡	1	
13	東牟婁郡	1	
14	新宮市	2	

②訪問校

	訪問地域	定期訪問校数	随時訪問校数
1	橋本市	1	1
2	伊都郡	1	
3	和歌山市	2	5
4	海草郡	2	
5	有田郡	2	2
6	御坊市	2	
7	日高郡	1	1
8	田辺市	2	1 ※
9	西牟婁郡		1
10	東牟婁郡		
11	新宮市	1	2

※教育センター学びの丘を拠点とし、同センターから出張することになる。令和元年度の田辺市・西牟婁郡外への出張実績は2回（御坊市・新宮市）である。

(2) その他、甲が指定する場所

3 就業人数

就業人数は28名以上とする。

4 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、配置校又は訪問校の休校日、及び甲が指定する日は配置しないものとする。但し、就業場所において行事等の都合上これらの日にFLTの就業を要する場合はこの限りではない。

- (2) 就業時間は、午前8時00分から午後10時00分の間で、1日8時間未満とする。途中休憩時間を45分設けるものとする。
- (3) 上記5.(1)(2)の詳細は、甲乙協議・合意の上、別途定めるものとする。
- (4) 甲が、上記5.(1)(2)(3)で規定した就業日時以外にFLTの就業を要する場合、予定された就業日時の中で振替えることができる。

6 FLTの要件

FLTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母語とする者又は同等の能力を有すると認められる者であり、標準的な英語を話す者であること。
- (2) 大学以上の教育機関を卒業した者であること。
- (3) 原則としてTESOL等を有する者であること。
- (4) 甲が指定する2校(和歌山市、海南市に各1校)については、大学において理数系課程を専攻、修了した者であること。
- (5) 有効かつ本業務を履行するに当たり、所持すべき適正な在留資格を有する者であること。
- (6) 英語教師としての資格を有する者又は英語教育等に熱意がある者であること。
- (7) 日本における学校教育に関心がある者であること。
- (8) 生徒と共に積極的に活動する意欲がある者であること。
- (9) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていない者であること。また、過去に禁固以上の刑に処せられたことがない者であること。

7 業務の改善

甲は、乙が次の各号に該当するときは、乙に対し業務の改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令及び県の条例等に違反したとき。
- (2) 業務履行が不十分又は業務履行に支障があると認められたとき。
- (3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 生徒又は県立学校に対して信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。
- (5) 外国語指導を行う上で、必要な適格性を欠くと認められるとき。

8 業務実施体制の整備

乙は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) 派遣元責任者及び苦情担当責任者を定め、それぞれの責務を果たすこと。
- (2) FLTに支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を甲に報告し、臨時担当者の氏名を甲へ通知の上、業務を履行すること。
- (3) 乙の都合により、8(2)による臨時担当者を配置できなかった場合、乙は未配

置分の受託業務を甲と調整の上、契約期間中の他の日に配置すること。

9 業務実施報告書の提出

乙は、毎月の業務終了後、業務実施報告書（乙と甲が協議の上、定めた様式）を、速やかに甲に提出しなければならない。

10 FLTに関する書類の提出

乙は、契約締結後、業務に就くすべてのFLTについて、次の書類の写しを甲に提出するものとする。

- ア 外国人登録証又は在留カード
- イ 在留資格（ただし、「教育」、「日本人配偶者等」又は「永住」の場合に限る。）
- ウ 年金手帳
- エ 健康保険証
- オ 健康診断書（業務開始前3か月以内のものに限る。）

11 その他

- (1) 乙は、FLTに対する必要な研修等を行い、業務の適正な履行を図るものとする。
- (2) 乙は、業務の適切な履行を図るため、業務履行先を定期又は随時に巡回し、必要に応じてFLTの指導を行うものとする。
- (3) 乙（業務に従事するFLTも含む。）は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した後も同様とする。
- (4) 甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、労働関係法上の責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (5) FLTに交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。但し、その発生が和歌山県の責に帰す場合はその限りではない。
- (6) 乙は、外国語指導講師派遣業務契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を履行する。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項については、乙は甲と協議及び合意の上、決定するものとする。